

昭和三八年七月十五日月曜日 鳥取県公報(号外)第73号  
 第3種郵便物認印

毎週火、金曜日発行(但)  
 昭和四年四月十五日第二回新便號印

# 鳥取県公報

## 目 次

◇告示 海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項等

免許の内容によるべき事項、免許予定期日、申請期間及び関係地区を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和三十八年七月十五日

鳥取県知事 石 破 三 朗

一公示番号 海共第七十九号

二免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種共同漁業 わかめ 漁業 一月一日

十一月一日

漁業等

てんぐさ

あまのり(いのり)

ほんざわら

告 示

鳥取県告示第三百七十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一條

第一項の規定により、海面における漁場ごとの漁業権の



5 昭和38年7月15日 月曜日 鳥取県公報(号外)第73号

囲まれた区域 基点第四号 羽取市氣高町界

三、制限又は条件なし

四、免許予定日 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

六、関係地区 烏取県氣高郡氣高町、青谷町及び東伯郡泊村、羽合町

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十日まで

第三種共同漁業　いわじ地びき網漁業、  
（一）漁場の位置　鳥取県気高郡気高町、青谷町及び東伯  
郡泊村、羽合町地先  
五号から五度の線及び最大高潮時海岸線並びに同  
漁場の区域　次の基点第四号から零度の線、基点第

|         |     |               |
|---------|-----|---------------|
| 第一重七司魚達 | つから | 漁業の名称         |
|         |     | 漁業種類          |
|         |     | 二、免許の内容たるべき事項 |

昭和38年7月15日 月曜日 鳥取県公報(号外)第73号 (第3種郵便物認可)

四 免許予定期 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

六、関係地区 鳥取県鳥取市

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで

一、公示番号海共第八十一号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|         |            |                     |
|---------|------------|---------------------|
| 漁業種類    | 漁業の名称      | 漁業時期                |
| 第一種共同漁業 | わかめ        | 漁業                  |
|         | てんぐさ       | 一月一日から<br>十二月三十一日まで |
|         | あまのり(いわのり) |                     |

つのはんだわらほんたはばのりふのりむかでのりあづくいぎすあわびさざえいがいはまぐりあさりばいかきたこうにえむしなまこ

(二) 漁場の位置  
第三種共同漁業

鳥取県東伯郡赤崎町及び西伯郡中山町  
はまち地びき網漁業

三、制限又は条件 なし

四、免許予定期間 昭和三十八年九月一日

年八月二十日まで

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月三十日まで

六、関係地区 鳥取県東伯郡北条町、大栄町及び東伯町

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで

はまぐり  
あさり

かい  
かき

なまこ  
えむし

うに  
なまこ

いわし  
いわし地びき網漁業

基点第六号 東伯町赤崎町界

三、制限又は条件 なし

四、免許予定期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

年八月二十日まで

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで

八月三十一日まで

第三種共同漁業

きます

町地先

(二) 漁場の位置 鳥取県東伯郡北条町、大栄町及び東伯

第一種共同漁業 わかめ 漁業

十二月三十一日まで

てんぐさ

あまのり(いわのり)

つのまた

ほんだわら

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

三、漁場の区域 次の基点第五号から五度の線、基点第六号から零度の線及び最大高潮時海岸線並びに同

線から巨岸最大一、〇〇〇メートルの線によつて

囲まれた区域

基点第五号 羽合町北条町界

名和町地先

(二) 漁場の区域 次の基点第六号とイを結ぶ線とイロ間

最大高潮時巨岸最大一、〇〇〇メートルの線、ロ

ハの線とハニ間最大高潮時巨岸最大一、五〇〇メ

ートルの線及び基点第八号とニを結ぶ線、並びに

最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点第六号 東伯町赤崎町界

基点第七号 中山町名和町界

基点第八号 名和町大山町界

イ、基点第六号から零度一、〇〇〇メートルの点

ロ、基点第七号から零度一、〇〇〇メートルの点

ハ、基点第七号から零度一、五〇〇メートルの点

ニ、基点第八号から三百四十二度一、五〇〇メート

ルの点

三、制限又は条件 なし

四、免許予定期間 昭和三十八年九月一日

年八月二十日まで

9 昭和38年7月15日 月曜日 烏取県公報(号外)第73号 (第3種郵便物認可)

昭和38年7月15日 月曜日 鳥取県公報(号外)第73号 第3種郵便 物認可 8

一、公示番号  
二、免許の内容  
(一)漁業種類  
漁業種類  
第一種共同漁  
七、存続期間  
名和町  
六、関係地区  
六、關係地區  
五、申請期間  
基点第九八  
基点第八九  
海岸線  
ルの線  
基点第八九  
三、制限又は  
四、免許予定  
五、申請期間  
七、存續期間

鳥取県西伯郡大山町、淀江町、日吉津村及び米子市地先  
域 次の基点第八号から三百四十二度の線  
八号から十九度三十分の線及び最大高潮時  
並びに同線から巨岸最大一、五〇〇メート  
リによって囲まれた区域

名和町大山町界

日吉津村米子市西界

条件なし

昭和三十八年九月一日

昭和三十八年七月十五日から昭和三十八  
年八月二十日まで

鳥取県西伯郡大山町、淀江町、日吉津村  
及び米子市二本木  
昭和三十八年九月一日から昭和四十八年  
八月三十一日まで

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
漁業種類 漁業の名称 漁業時期  
第一種共同漁業 はまぐり漁業 一月一日から  
十二月三十一日まで  
あさり ハク  
ばい ハク  
たこ ハク  
（二）漁場の位置 烏取県米子市地先  
基点第十号から六十六度の線及び最大高潮時海岸  
線並びに同線から亘岸最大一、五〇〇メートルの  
線によって囲まれた区域

（三）漁場の区域 次の基点第九号から十九度三十分の線  
基点第十号から六十六度の線及び最大高潮時海岸  
線並びに同線から亘岸最大一、五〇〇メートルの  
線によって囲まれた区域

基点第九号 日吉津村米子市西界

基点第十号 米子市境港市界

三、制限又は条件 なし

四、免許予定日 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
漁業種類 漁業の名称 漁業時期  
第一種共同漁業 はまぐり漁業 一月一日から  
十二月三十一日まで  
あさり ハクニシテ  
ばい ハクニシテ  
たこ ハクニシテ  
（二）漁場の位置 烏取県米子市地先  
基点第十号から六十六度の線及び最大高潮時海岸  
線並びに同線から亘岸最大一、五〇〇メートルの  
線によって囲まれた区域

（三）漁場の区域 次の基点第九号から十九度三十分の線  
基点第十号から六十六度の線及び最大高潮時海岸  
線並びに同線から亘岸最大一、五〇〇メートルの  
線によって囲まれた区域

基点第九号 日吉津村米子市西界  
基点第十号 米子市境港市界

三、制限又は条件 なし

四、免許予定日 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八

- 六、関係地区 鳥取県米子市。ただし、二本木、彦名、  
大崎及び葭津を除く。
- 七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十日まで
- 一、公示番号 海共第八十六号
- 二、免許の内容たるべき事項
- (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
漁業種類 漁業の名称 漁業時期
- 第一種共同漁業 かに底刺網漁業 一月一日から十二月三十一日まで
- 第三種共同漁業 さより刺網 せいろ地引き網
- 第三種共同漁業 いわし さば
- (二) 漁場の位置 鳥取県米子市地先
- 国 漁場の区域 次の基点第九号から十九度三十分の線  
基点第十号から六十六度の線及び最大高潮時海岸
- (三) 基点第十三号から最大高潮時海岸
- 二、ハから第一の曲りに至る右肩の線と、南方一、〇〇メートルの間隔の平行線と最大高潮時海岸線との交点
- 三、ハから前記平行線上沖出し八八〇メートルの点
- ヘ 境港防波堤第一の曲り及び第二の曲りの中心点を結んだ線から東方一、〇二二、〇九メートルの間隔の平行線と同防波堤との交点
- ト、ホ及びニを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- (四) 漁場の位置 鳥取県境港市地先
- 次に基点第十号、イ、ヌ、リ、ロ、チ
- 五、基点第十号 米子市境港市界
- 六、基点第十一号 境港市旧灯台
- 七、基点第十二号 島根県八束郡美保関町大字美保関福浦界
- 八、港防波堤接岸点
- イ、基点第十号から六十六度一五〇メートルの点
- ロ、基点第十一号から八十七度の線と基点第十三号から百七十二度の線との交点

- 九、基点第十三号 境港市防波堤先端灯台
- 十、ニから前記平行線上沖出し八八〇メートルの点
- ヘ 境港防波堤第一の曲り及び第二の曲りの中心点を結んだ線から東方一、〇二二、〇九メートルの間隔の平行線と同防波堤との交点
- ト、ヘトの線と基点第十一号ロの線との交点
- リ、基点第十三号から百七十二度一、〇〇〇メートルの点
- ヌ、リから二百二十四度一、九二〇メートルの点
- 四、免許予定日 昭和三十八年九月一日
- 五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで
- 六、関係地区 鳥取県境港市。ただし、渡、森岡、小篠

年八月二十日まで

年八月三十日まで

六、関係地区 鳥取県米子市。ただし、二本木、彦名、  
大崎及び葭津を除く。

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十日まで

線並びに同線から亘岸最大一、〇〇〇メートルの線によつて囲まれた区域

基点第九号 日吉津村米子市西界

六、関係地区 鳥取県米子市。ただし、二本木、彦名、  
大崎及び葭津を除く。

基点第九号 日吉津村米子市西界

三、制限又は条件 なし

四、免許予定期 昭和三十八年九月一日

年八月二十日まで

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月三十日まで

年八月二十日まで

六、関係地区 鳥取県米子市。ただし、二本木、彦名、  
大崎及び葭津を除く。

基点第九号 日吉津村米子市西界

(第3種郵便物認可) 12  
昭和三十八年七月十五日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第73号

(第3種郵便物認可)  
13 昭和三八年七月十五日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第73号

津(通称三軒家)及び外江町を除く。  
七、存続期間昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十日まで

一、公示番号 海共第八十八号  
二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業 さより刺網漁業 一月一日から十一月三十一日まで

第三種共同漁業 いわし地びき網 ばかり地びき網

かに底刺網 あじ地びき網

さば地びき網

漁場の位置 鳥取県境港市地先

漁場の区域 次の基点第十号、イ、ヌ、ロ、チ、ト

ホ及びニを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点第十号 米子市境港市界

一、基点第十一号から八十七度二、〇〇〇メートルの点  
二、基点第十二号から六十六度二、〇〇〇メートルの点  
三、ハから第一の曲りに至る右肩の線と、南方一、〇〇〇メートルの間隔の平行線と最大高潮時海岸線との交点  
四、境港防波堤接岸点

福浦界

五、基点第十二号から百七十二度の線との交点  
六、ハから前記平行線上二八〇メートルの点

ハ、境港防波堤第一の曲り及び第二の曲りの中心点を結んだ線から東方一、〇二二、〇九メートルの間隔の平行線と同防波堤との交点

ト、ハから前記平行線上二八〇メートルの点

チ、ヘトの線と基点第十一号ロの線との交点

ヌ、基点第十二号から百七十二度二、〇〇〇メートルの

リ及び基点第十六号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点第十四号 鳥取県島根県界

オ島根県安来市壹島東端

ロ、イと島根県龜島を見通した線と、同県松島南

東端と同県高留鼻を見通した線との交点

基点第十五号 鳥取県渡漁港左堤防先端

ハ、基点第十五号から百九十度一、七〇〇メートルの点

チ、基点第十五号から百九十五度五〇メートルの

リ、基点第十六号から二百五十六度二五〇メートルの

ルの点

一、公示番号 海共第八十九号  
二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雜魚ます網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

ハ、漁場の位置 鮎魚ふくろ網

二、漁場の区域 次の基点第十四号、イ、ロ、ハ、チ、

鳥取県米子市及び境港市地先

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

六、関係地区

鳥取県米子市(大篠津、和田、富益、二本木及び夜見を除く。)及び境港市外江

町、渡、小篠津(通称三軒家)

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで

八月三十一日まで

一、公示番号 海区第七号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(三) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(四) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(五) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(六) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(七) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(八) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(九) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(十) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(十一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(十二) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(十三) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(十四) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(十五) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(十六) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(十七) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(十八) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(十九) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二十) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二十一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二十二) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二十三) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二十四) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二十五) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二十六) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二十七) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二十八) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二十九) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(三十) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(三十一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(三十二) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(三十三) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(三十四) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(三十五) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(三十六) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(三十七) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(三十八) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(三十九) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(四十) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(四十一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(四十二) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(四十三) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(四十四) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(四十五) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(四十六) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(四十七) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(四十八) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(四十九) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(五十) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(五十一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(五十二) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(五十三) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(五十四) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(五十五) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(五十六) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(五十七) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(五十八) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(五十九) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(六十) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(六十一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(六十二) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(六十三) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(六十四) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(六十五) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(六十六) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(六十七) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

口、基点第一号から四度一二五メートルの点

基点第二号から四度二〇メートルの点

東門柱の点

基点第一号から四度二〇メートルの点

(第3種郵便) (物認可) 16  
昭和38年7月15日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第73号

イ、基点第五号から零度二メートルの柱

ロ、基点第五号から零度三四メートルの点

基点第六号

外江町字西灘通の二、三千五百九十七の一一番地北東角

ハ、基点第六号から零度一〇メートルの点

ニ、基点第六号から零度三三メートルの点

三、制限又は条件 なし

四、免許予定日 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三

十八年八月二十日まで

六、地元地区 鳥取県境港市外江町

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十

三年八月三十日まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

印 刷 行 者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥 取 县 印 刷 所